

令和5年2月定例会 県土整備委員会（付託）

令和5年2月24日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時04分）

これより、危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第58号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第60号 令和4年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1、資料1別添1）
- 新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の実施状況について（資料2）
- 瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（案）の修正について
（資料3-1、資料3-2）

谷本政策監補

危機管理環境部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、県土整備委員会説明資料（その3）により御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり1億2,235万5,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は合計で62億4,840万7,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

左から4列目補正額欄の最下段に記載のとおり76万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で3,848万8,000円となっております。

3 ページを御覧ください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、表の右側、摘要欄、給与費について増額をお願いしておりますとともに、資料の中段、防災総務費の摘要欄の③危機管理対策費については、国民保護訓練経費の増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、4ページの最下

段、左から3列目に記載のとおり、合計で8,827万7,000円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

とくしまゼロ作戦課におきまして、資料の中段、防災総務費の摘要欄②防災対策指導費につきましては、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計で1,736万9,000円の減額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

消防保安課におきまして、資料の上段、防災総務費の摘要欄②航空消防防災体制運営費につきましては、消防防災ヘリコプターの修理に要する増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計で4,560万6,000円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

グリーン社会推進課におきまして、資料の中段、環境衛生指導費の摘要欄②一般環境対策費につきましては、自然エネルギー導入等に対する事業費の所要額の確定による減額を、同じく摘要欄④自然公園等施設整備事業につきましては、鳴門公園や剣山国定公園の施設改修などに対する事業費の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、8ページの最下段、左から3列目に記載のとおり、合計で1億3,026万3,000円の減額をお願いしております。

9ページを御覧ください。

環境指導課におきまして、資料の上段、環境衛生指導費の摘要欄②廃棄物ゼロ社会づくり推進費については、事業費や貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計6,477万1,000円の減額をお願いしております。

10ページを御覧ください。

環境管理課におきまして、資料の上段、公害対策費の摘要欄③一般公害対策費については、貸付金の所要額の確定による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計5,572万5,000円の減額をお願いしております。

11ページを御覧ください。

消費者政策課におきまして、資料の上段、消費者行政推進費の摘要欄②消費者行政推進費につきましては、市町村に対する補助金の所要額の精査による減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計4,586万円の減額をお願いしております。

12ページを御覧ください。

安全衛生課におきまして、資料の下段、環境衛生指導費の摘要欄②上水道施設整備管理指導費につきましては、当部から国交付金の積極的な活用につきましては、市町に対し働き掛けしたところ、水道管路緊急改善事業において、水道管路の老朽化対策の進捗が図られたことによる増額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、左から3列目に記載のとおり、合計で5,775万円の増額をお願いしております。

14ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載しております。

まず、とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費につきましては、市町村が実施する事業において、新型コロナウイルス感染症の影響による資材不足のため、年度内の事業困難となったことから1,533万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、グリーン社会推進課の一般環境対策費につきましては、海外における新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、必要な部材の調達の遅延などが見込まれたこと、また、自然公園等施設整備事業費及び自然公園等維持費につきましては、厳しい自然環境から、改修工事などの年度内完成が困難となったことから、合計4,175万7,000円の繰越しをお願いするものであります。

次に、環境指導課の廃棄物ゼロ社会づくり推進費につきましては、国の令和4年度第2次補正予算を活用し市町における海岸漂着物対策の回収、処理事業を来年度にかけて実施することから422万円の繰越しをお願いするものであります。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了を目指してまいります。

危機管理環境部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際3点、御報告いたします。

資料1及び別添1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

さきの事前委員会で御説明させていただいた以降の動き等について、御説明いたします。

1月中旬以降、減少基調となっておりました県内の感染状況につきましては、とくしまアラートの指標である最大確保病床使用率は1月31日以降、さきの事前委員会直後の2月7日まで、8日連続で30パーセントを下回るなど改善が続き、レベル2・感染拡大初期の基準を安定的に下回る状況となったことから、同日2月7日に県対策本部会議を開催し、県専門家会議の御意見を踏まえ、とくしまアラートを最も低いレベル1・感染小康期へと引き下げることを決定いたしました。

加えて、会議におきましては、5月8日からの新型コロナウイルス感染症の五類感染症への移行に向け、県内の幅広い医療機関で患者をしっかりと受け入れていただけるようハード、ソフト両面からの対策を国に要請するなど、関係者と連携し、遺漏なく準備を進めることも併せて決定いたしております。

引き続き5月8日からの五類感染症への移行を見据え、国の動向を注視しつつ、今後も気を緩めることなく、感染防止対策と社会経済活動の回復に、全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の2月21日時点の実施状況についてでございます。

1、帰省者等に対する事前PCR検査の受検支援につきましては、2万1,883名の検査を終え、これまでに99名の陽性を確認しております。

前回の委員会で報告させていただいて以降、新たに1名の陽性者を確認しております。

次に、2、飲食店に対する抗原定性検査については、延べ1,964店舗からお申込みを頂

き、コロナ対策三ツ星店は791店舗となっております。

なお、これらの検査につきましては、進学や就職などで人の移動が活発になることから、3月末まで延長しております。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画案についてでございます。

本計画につきましては、2月定例会の事前委員会でお示したところでございますが、本会議での地域への栄養塩類供給策、また手入れ砂についての御議論を踏まえ、一部修正を行っております。

まず、5、基本的な施策のⅠ、水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保におきまして、工場、事業場との連携の下、海域への栄養塩類を共有する実証実験に着手し、長期的な視点から栄養塩類供給方策の検討を追記するとともに、Ⅱ、沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全におきまして、2ぽつ目、3ぽつ目のアンダーライン部の表現に修正しております。

修正後の計画案につきましては、資料3-2を御参照ください。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

元木委員

中央構造線・活断層地震への備えについて、お伺いをさせていただきます。

報道によると、トルコ・シリア大震災では4万人を超える死者が出ていると伺っております。災害列島日本においても、本年は関東大震災から100年という節目の年となります。また、東日本大震災や阪神大震災など、これまでの災害の教訓を振り返りながら、地震をはじめ、気候変動に伴う台風など、大規模災害への備えが急務となっております。

さらに、コロナ禍や物価高騰は、私たちの社会の日常にあった格差や脆弱性^{ぜい}の隙に入り込み、傷を深めておる現状もでございます。

このトルコ・シリア地震では、マグニチュード7.8の大地震で、長さ100キロメートルにわたり断層の大きなずれが生じて、地面に亀裂が入っているということでございます。県内でも中央構造線・活断層地震発災時に避難路の確保や避難所へ大勢の方々が初期避難を行う上での受入体制が十分に整っているのかなど、県民の命を守るための備えをしっかりと施していただきたいと考えております。

つきましては、中央構造線・活断層帯において、仮に同程度の規模の地震が起こった場合の想定はなされているのか。また、その際、住民の避難先となる避難所の整備や避難路の確保は十分になされているのかお伺いをいたします。

鈴江とくしまゼロ作戦課事前復興室長

元木委員から、中央構造線・活断層地震への対策について御質問いただきました。

活断層地震につきましては、平成29年7月25日に公表した中央構造線・活断層地震被害想定では、本県で想定される最大クラスの地震として、先ほど元木委員からのお話にもありましたように、トルコのマグニチュード7.8とほぼ同程度のマグニチュード7.7の規模の地震というのを想定して算出しております。それによりますと、建物の全壊が6万3,700棟、半壊が6万2,700棟、死者が3,440人、負傷者が1万6,100人と想定しております。

この場合、発災から1週間後には、避難所での生活を余儀なくされる方の数が12万7,100人になるものと算定しているところでございます。

一方、令和4年12月1日現在で各市町村が指定している避難所数は1,124か所、収容可能人数は18万9,771人となっております。数字上では避難所の数は足りているものと考えております。

しかしながら、中央構造線・活断層地震によって、吉野川北岸の人口密集地に被害が集中し、市町村ごとに避難者と収容者数の数が合わないというような場合には、徳島県及び市町村の災害時相互応援協定に基づきまして、市町村の圏域を越えた広域避難を実施することとしております。

さらに、実際の災害発生時において、迅速に避難したり、また円滑に避難所運営が可能となりますように、これまでとくしまゼロ作戦県土強靱化推進事業などを活用し、市町村に対して避難路の整備や避難所の停電対策、資機材の整備など、避難所の強化や避難路の強化について支援をしてきたところです。今後とも、中央構造線・活断層地震や南海トラフ地震に対する市町村への支援等により、住民の安全・安心を守っていきたいと考えております。

元木委員

死者数をはじめ、住宅の全壊、半壊の数など、具体的な想定をお示しいただいたところでございます。是非、この死者を少なくする方向での施策を期待するところでございます。

これまでも県内で地震や台風、集中豪雨などが起こった際に避難勧告が出されておりますが、ほとんどの住民が避難せずに自宅で過ごすというケースも多いように見受けられます。これは避難所へ移動して、避難所で過ごすよりも、自宅でいたほうが安全と考えている方もいることの表れではないかなと感じております。本当に避難が必要な方々に必要な情報発信を行うことも大切であろうかと思っております。

私の地元の町でも、スマートフォンを活用してきめ細かい情報をその人に合った形で発信するという事も進めていただいております。県においても、そういった取組もしっかりと支援をしていただきたいと思います。思う次第でございます。

仮に、大きな災害がこの吉野川北岸で起こったときに、避難しても生活するだけの十分に毛布ですとか、あるいは食料品とか、こういったものが確保されているのかといったことも心配されている方もいらっしゃるようでございます。中央構造線周辺の建築物や施設などのきめ細かな点検や修繕とともに、こういったソフト面についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。思う次第でございます。

続きまして、大気環境の負荷低減に向けた取組についてお伺いいたします。

県では、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を制定し、温室効果ガスの低減に向けた取組を進めていただいておりますが、県民や事業者の協力は限定的なものでありまして、大気環境負荷の低減に向けた更なる取組が求められております。

近年は、公共交通機関の利用促進も大きな課題となっております。先日も県主催で公共交通の利用促進に向けたシンポジウムが開催され、現状における圏域ごとの課題も共有されたところでございます。自動車利用の抑制とともに、公共交通機関の利用促進を図ることも重要でないかと考えております。例えば、滋賀県では、大気環境の負荷の低減に関する条例を定められて、県民に対し、自動車使用の抑制やアイドリングストップ、自動車からのガスの排出の少ない環境性能を重視した車両の購入などを求めています。本県は県民の自動車保有率が高く、新車販売台数の伸び率も四国で最も高いことから、県民への啓発活動も充実させながら、大気環境負荷低減に取り組むことも有効な対策であろうかと思われまします。

また、廃棄物処理を担当する事業者や広域連合などの行政部局においても、大量の車両を管理しておられまして、廃棄物処分場からの温室効果ガスの排出にも影響を及ぼすこともできるのではないかと感じております。つきましては、県として、条例の実効性を高め、より多くの県民に協力を求めて、大気環境の負荷低減を図ってはどうかと考えますが、条例に基づいての取組の進捗と課題、今後の見通しについてお伺いいたします。

原グリーン社会推進課長

ただいま元木委員から、大気環境の負荷低減に向けた取組の推進について御質問いただきました。

徳島県全体のCO₂排出量のうち、約20パーセントが自動車から発生していることから、大気環境負荷低減に向けた取組は極めて重要であると認識しております。

委員お話しの徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例では、あらゆる主体が、それぞれの立場において気候変動に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を挙げて脱炭素社会の実現に向けた社会的機運を醸成することを基本理念としまして、県民総活躍を掲げております。

また、県民生活に係る対策としまして、県民や事業者等に対して、公共交通機関や自転車の利用、エコドライブ推進員の選任や従業員への研修の実施など、温室効果ガス削減の取組への協力を求めているところでございます。

そこで、県におきましては、自動車の適正な利用を呼び掛ける徳島エコ・カーライフとしまして、通勤にはできるだけ徒歩、自転車、公共交通機関の利用、ゼロのつく日はノーカーデーにする、省エネ走行、省エネ駐車などエコドライブの推進。また、アイドリングのストップ、休日の外出には徒歩と自転車でのお出掛けを推奨などのエコカーライフの取組を県のホームページや地球温暖化防止活動推進員の方々を通じて、県民の皆様にも周知しているところであります。

また、管理する自動車が50台以上の事業者の皆様には、エコドライブ推進員を選任していただき、エコドライブに関する研修の実施や出張時の公共交通機関の積極的利用、ノーマイカーデーの設定等、事業におけるエコドライブの推進に取り組んでいただいております。今後とも県としましては、条例の適正な運用により、温室効果ガス削減の実効性を高

め、大気環境の負荷低減に向けた取組の更なる推進を図ってまいります。

元木委員

是非、環境部局、そして関係機関とも連携しながら、ソフト、ハード両面において、この大気環境負荷低減に向けた取組を進めていただきたいと思います。

最後に、県立自然環境保全地域の維持と拡大に向けた取組についてお伺いをさせていただきます。

事前委員会でお示しいただきました瀬戸内海の環境保全の計画では、瀬戸圏域の自然公園などにおける様々な環境保全の対策についても記載がなされております。このうち、県内に有する幾つかの自然環境保全地域では、遊歩道やトイレの管理などがなされておまして、本県における自然環境保護に重要な役割を果たしていると思われまます。

一方、稀少植物の保護とか野生鳥獣の問題など、いろんな課題もあろうかと思えます。つきましては、現状においてどういった植物が保全されているのか。また、最近増加の傾向を見せております野生鳥獣による被害も想定されますが、どういった対策を講じているのか所見を伺います。

原グリーン社会推進課長

ただいま元木委員から、自然環境保全地域の維持に向けた取組についてということで御質問いただきました。

委員御質問の自然環境保全地域につきましては、徳島県自然環境保全条例に基づきまして、自然社会的諸条件から見て、自然環境を保全することが特に必要な地域を指定するものでございます。

現在、徳島県では、高丸山自然環境保全地域と野鹿池山自然環境保全地域の2か所を指定しているところでございます。

まず、高丸山自然環境保全地域は、上勝町の剣山系東端の29ヘクタールの地域でございまして、ブナ群落をはじめとした優れた天然林を含む自然環境を保全するため、昭和57年に指定しております。

次に、野鹿池山自然環境保全地域は、三好市山城町と高知県との境にある野鹿池山の山頂部に位置する10ヘクタールの地域で、湿地を中心にオオミズゴケが成育する本県唯一のホンシャクナゲ群落など、学術的にも貴重な植生をはじめとした自然環境を保全するために、昭和56年に指定しております。

自然環境保全地域においては、徳島県自然環境保全条例に基づきまして、各種開発行為の規制により、植生、景観、野生生物等を保全することで、県民の皆様の財産である自然環境を守り、豊かな生活を維持しているところでございます。野生鳥獣害対策につきましては、農林水産部局が県下各地でニホンジカが高密度に生息している地域において、個体数調整のための捕獲を実施していると聞いております。

今後とも関係部局と連携を密にし、自然環境保全地域内における自然環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

元木委員

ありがとうございます。先日、地元の野鹿池山自然環境保全地域を訪問させていただきましたけれども、このエリアは地元三好市とともに環境保全が図られているエリアで、貴重な野生植物などが残されている地域でもございます。

しかしながら、歩道に倒木があったり、ところどころ歩きにくい箇所もありましたので、春の山歩きシーズンに向けまして、維持に向けた作業、利用者の啓発なども進めたいと思います。

また、猟友会の方にシカの駆除などをしていただいておりますけれども、動物も移動をしますので、エリアによっては動物の集積率の高いところもございます。こういったところをしっかりと見ていただきまして、効果的な対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

鳥獣による稀少植物の自然資源への被害の軽減、そして、野生動物の個体数調整も鳥獣害対策の観点から重要でございます。自然環境の保全にしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

扶川委員

最初に、コロナ対策で少し要望だけしておきます。お答えがあったら頂きたいです。私は前からコロナのパンデミックについては、教訓として、今後の大流行に備えるための対策が必要だということを申し上げてきました。

例えば、換気なんかについては飲食店について、そういう規制があるんじゃないかということをお願いしてきましたけれど、なかなかそういう議論になっていかない。そこで、今日ちょっと三ツ星店の報告がありましたけれど、こういう優良な対策を取れているところに対して、それを認証する制度というのは残していったら、それを消費者の参考にしていただくような形、業者の方に努力をしていただく一つのきっかけにするという形で、制度を教訓に残していく必要があるんじゃないかと思うんです。それを要望したいんですけれど、お考えがあったら教えてください。

永戸危機管理政策課長

ただいま扶川委員から、コロナ以降の飲食店等の対策について御質問いただきました。

国のほうがこれまでコロナ対策として飲食店でやっておりました、いわゆる第三者認定制度につきましては、今のところ5月8日の感染症の五類移行の段階で終了するというふうな方向が出されております。

コロナが終わっても、今後、当然、新興感染症等もありますので、いろいろな対策を考えていく必要はあると思います。とりあえずそういった方向になっておりますので、基本的にそういう方向に合わせるのかなと思うんですが、そこについては、今後検討をさせていただきたいと考えております。

扶川委員

喉元過ぎれば全て終わりというんではこれだけ苦しんだ値打ちがないですから、やっぱりレガシーとして残していくべきものもあると思うんです。規制するというよりも推薦する。ほめてあげるという制度だったら残せるんじゃないかと思うんで、是非検討いただき

たいということをお願いしておきます。

今日は、水素グリッド構想についてお尋ねします。

本会議で、吉田議員が取り上げたことと重複しますけれども、議論させていただきたい。先に参考資料として、事前にちょっと分かったら教えてほしいとお願いしておったことからお尋ねします。東亜合成株式会社のステーションの実績を聞いてほしいということをお願いしていたんですけれども、どうなりましたか。

加藤水素グリッド推進室長

今、扶川委員より東亜合成株式会社の水素ステーションの稼働状況、実績についてお問合せを頂いております。

こちらにつきましては、飽くまで非公開の情報だというふうに事業者を確認して伺っておりますので、県のほうでは把握していないところでございます。

扶川委員

この固定ステーションについては、行政、国、県、町は一切お金を出していないんですか。

加藤水素グリッド推進室長

東亜合成株式会社の水素ステーションの整備につきましては、国、それから県がそれぞれ、およそ3分の1ずつの補助金を拠出しているところでございます。

扶川委員

金額は幾らですか。

加藤水素グリッド推進室長

概算でございますが、整備費が10億円程度とお聞きしております、その3分の1ずつが国と県と事業者の負担だとお聞きしております。

扶川委員

補助金でおよそ10億円も出していて、その実績報告を求めないなんていう補助金があるんですか。そんなことあっていいんですか。

加藤水素グリッド推進室長

この補助金自体が国の補助金に基づいて県も支出しております。そういうようなことについて、特に実績を公開しなければならないとかいう条件を付したものではありません。

扶川委員

それは住民、我々からしたらそんなもの納得いきません。費用対効果っていうのはどの事業についてもちゃんと検証するのが議会の役目ですからね。事業所のプライバシーなん

で、それを教えられませんなんてわがままじゃないですか。最初からそういう補助金を出すときは、当然、実績報告をもらいますよと言うのが普通でしょう。それはおかしいですよ。何でそうなっちゃっているのか説明いただきたいと思います。

これだけ議論してもしょうがないので、あとでもう一回、これに関連して板野町のステーションについて、一緒に聞いていきますのでお尋ねします。

その前に幾つか議論しておきたいと思います。F C Vの普及というのは、徳島県水素グリッド構想が掲げた目標を到底達成できそうにないということを吉田議員もおっしゃっていました。これは実際そうです。特に乗用車への普及というのは絶望的だと思います。2015年の県内F C Vの数はどうだったのか、また現在のF C Vの数は何台になっているのか、教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員より、F C Vの普及状況について御質問いただいております。

今、詳しい数字が手元にはございませんが、40台程度、県内で運行しているというふうに運輸支局から承っております。

扶川委員

ほとんど伸びていないですよ。ちょっと前、何年か前に聞いたときに29台って数字を覚えていますから、ほとんど伸びていない。目標は2025年に1,700台ですから、残り3年弱で1,660台増やすなんて、もう絶対無理です。

正確かどうか知りませんが、国のF C V普及目標も2020年目標値20万台に対して5,268台で目標の2.6パーセントだっというような数字をインターネットで見ました。

そういう状況になってしまうのは、乗用車ではE VのほうがF C Vよりも車本体も充電設備も燃料製造コストもはるかに安上がりです。その上、水素から電気に変換する効率が悪いために、再エネ電力をE Vに活用したら73パーセント生かせるのに、F C Vだと22パーセントしか生かされないとも言われます。これは吉田議員さんは3割って言っていました。しかも、E Vに使う電池の改良により、航続距離が大きく伸びて、5分で50パーセント充電できるような装置もあるというようなこともインターネットで見ました。F C Vの優位性というのはだんだんなくなってきているんです。

ただ、これは後で言いますけれど、大きい車は別の話です。乗用車に限っての話です。それから、東亜合成株式会社の副生水素も含めて、現在、水素製造に使われるエネルギーの大半は再エネではなくて、化石燃料ですから、CO₂削減にも大して寄与していない。これはE Vも同じように言えるんですけれどね。電力が再生可能エネルギーになっていかないと、その分しかCO₂削減に寄与しないわけです。

徳島県水素グリッド構想といいますと、県は国に対して、平成26年から再三、経済産業省と環境省に水素エネルギーの活用や地方からの水素ステーション整備などの政策提言をしてきたということです。徳島発の提言だということで誇っておりますが、私はもう今やこれは誇るべきことじゃなくて、むしろ見通しを大きく誤った、今の県政の失敗の一つだと思います。成功していると思いますか。お尋ねします。お答えください。

加藤水素グリッド推進室長

今、扶川委員から、水素グリッド構想について御質問いただきました。

国に先んじて、平成27年度より水素グリッド構想を立ち上げて、まだ、全国どこでも水素についての取組がされていない状況で先進的に県でも水素の自動車を導入し、水素ステーションを導入し進めてきたところでございます。そこは、脱炭素の動きを先導していくという意味で大きな意義があったものと認識しております。

国においては、水素の戦略というものを、今、ようやく新しいものを立てるということで検討を始めたところでございます。本日の新聞には、経済産業省に水素の新しい課をつくるというふうにも聞いております。これからますます、水素についての意義が高まってくるものと認識しておりますので、徳島県としての取組を更に加速化していきたいと考えております。

扶川委員

乗用車にどんどんFCVを進めていくなんていうことを加速化なんてできませんよ。それは明らかじゃないですか。国も見直しを始めていますし、自動車メーカー自身がもうFCVをどんどん作ろうということから手を引き始めています。そんな状況で突き進んでいくと大変なことになるっていう一例が板野町の例なんです。

これも参考にお知らせしますが、この写真はホームページに載ってます。2020年12月15日に県と東亜合成株式会社が水素グリッド構想の実現に向けた取組の推進に関する連携協定を結んだ。正に今やっている水素ステーションなんかそうですけれど、そういうことをやっていくということなんです。これは成功しているのか、していないのか分からないですよ。私が今、実績を聞いても教えないというんだから。隣に載っているのは、これ板野町の町長です。これは町長が言ってるんじゃないですよ。これは元から私が町長にも意見を申し上げてきたことなんで、私の意見です。

このとき、知事の立会で板野町と東亜合成株式会社が調印しております。先ほど数字を申し上げましたけれど、この2020年の時点で国全体でもう既にFCVの普及目標に対して、はるかに及んでいないということが分かっていました。にもかかわらず、知事が音頭を取って板野町にも水素グリッド構想への協力を依頼したものだとは私は理解しております。こうやって誇って、載せているわけです。

その結果がどうなったんかっていうことです。板野町が結んだ協定内容は、町が板野の道の駅に隣接して造成した用地310.2坪を無償で東亜合成株式会社に貸した上で、東亜合成株式会社の移動式水素ステーションを車で週に何回か設置して、金土日3日間だけ、10時から3時に完全予約制でやって来る経費として、2021年度は11月から翌3月までの5か月間で479万円を板野町が負担する。2022年度からは年間1,150万円を負担するというものです。契約は令和9年3月31日までの7年間で、これを全部やりますと町の負担総額は7,379万円に上ります。小さな町にしたら大変な負担なんです。

四国大陽日酸株式会社の移動式水素ステーションっていうのは、固定式なら4億円から6億円ぐらい掛かるところ、2分の1ぐらいの費用でできるんだっていうことをホームページで見ましたけれど、大体こういうものは3億円ぐらい掛かるわけです。その一部を町が負担するということだと思っんです。

国、県が補助したのも、こういうものに使われていると理解しています。もしこのお金を投じてでも、ステーション設置によって来るべき乗用車におけるF C Vの社会を切り開く先導的役割が果たせたんだったら、それも政策的効果があったと言えるのかもしれない。

しかし、全体として利用が伸びていない。F C V自身の数が増えていないんですから当たり前です。所有者にとって余り魅力がないわけです。実際にこの板野町に水素ステーションの最新の稼働状況を聞きました。2022年4月から2023年1月末までの最新の利用実績は延べで31回。これ台数は聞いていませんけれど、板野町内にはF C Vは2台しかないんです。ほかのところからも来てるのか知りませんが、31回です。土地は無償で提供しているんですけど、それを除いても1,150万円の9か月分、862万5,000円を31回で割りますと、1回の水素充填に板野町が放り込む税金は、実に27万8,225円。1回乗用車に水素を充填するのに28万円近く掛けているんですよ。こんなこと続けていいですか。

参考にお尋ねしますが、水素を自動車に1回充填するのに利用者はどのくらいの費用を払うんですか。教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

ただいま扶川委員から、水素の充填のコストについてお問合せいただきました。

1キログラム当たり1,210円という料金で充填できるというふうに東亜合成株式会社からはお聞きしております。

減り方によって変わるとお思いますので、1回の充填で5キログラムから8キログラムぐらいの間で充填するという状況だとお聞きしております。

扶川委員

8キログラムを最大限充填したとして、売上げは9,000円ぐらいですよ。

しかし、この売上げも1円も町には入らんです。飽くまでF C Vを普及するための先導的取組だから、それでいいという考えなんでしょうけれど、これはとても町民は納得しません。実際に納得できないといって議会で取り上げている町会議員さんがおります。これは私から見ても税金の無駄遣いだと思います。

私は2台という理解ですけれど、板野町内に限って、今、何台あるか分かりますか。

加藤水素グリッド推進室長

県内に四十数台あるというふうにはお伝えしましたが、各市町村単位では把握できておりません。

扶川委員

倍にもなってないと思います。9か月間で31回しか利用していないんですから、板野町内の2台でちょうどいいぐらいじゃないかなと思います。こういうキャンペーンで大金を放り込んだけれども、うまくいってないという構図というのは、県が県庁に固定ステーションを設置したり、公用車にF C Vを購入していることについても言えると思うんです。電気自動車で十分いいのに、F C Vに大金を掛けて、それが先導的役割だったという

んだったらどんどんFCVが県内で増えてこないかんですよ。もういい加減、そういう見通しを誤った施策というのは見直すべきです。これは吉田議員もおっしゃっていました。

水素グリッド構想全体をやめてしまえなんてことは、私は一言も言ってません。必要なものは引き続き取り組むべきです。

あとでちょっと議論しますが、バスなんかは増やしてほしい。この点、乗用車に関しては大きく計画を見直すべきじゃないかと思えますけれど、どうお考えですか。

加藤水素グリッド推進室長

今、扶川委員から、水素グリッド構想におけるFCVの取組について御質問いただいております。

本会議の中でも議論がございましたが、環境施策の一元化の中で、次年度、水素グリッド構想もほかの環境基本方針とともに一元化していくという中で検討をしております。その中でどういったような推進にするのか、有識者の意見もお聞きしながら検討したいと考えております。

扶川委員

吉田議員なんか申しあげていることも有識者の皆さんにちゃんとお伝えください。誰が考えたって、こんなのをずるずる続けていく必要はないと思います。

こういうことについて見通しを誤った、そのために税金をちょっと無駄にしちゃったなという認識はないんですか。責任は感じていませんか。

加藤水素グリッド推進室長

こちらにつきましては、扶川委員が先ほどおっしゃった中にもございましたが、水素を普及、推進していくという意味でのプロモーション効果、先導していく効果というものを重視した事業として推進してきている、全国を徳島県が引っ張ってきているという意義を強く押し出して取り組んできたものでございますので、御理解いただければと思います。

扶川委員

全国も引っ張られていませんよ。全国だって、FCVの乗用車に関してはそんなに増えていません。

もう一回、板野町のことについて補足でお尋ねします。徳島県水素グリッド構想には、7ページに水素元年のスタートダッシュのための施策として、平成27年度に移動式水素ステーション整備補助、それから水素ステーション運営費補助にそれぞれ1,200万円、100万円が予算化されています。この板野町の水素ステーション設置に関しては、直接、県として設置や運営費の補助あるいは国の補助はされていないように思います。お金の流れっていうんですか、補助金の使われ方っていうのは、先ほど東亜合成株式会社の施設については10億円の3分の1ずつを県と国が補助したということですが、町には直接していないんですか。そのあたりの仕組みを教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

道の駅いたののに関する水素ステーション設置について、県からの補助金は入っておりません。

扶川委員

県から補助金は出してないということですね。

板野町から見たら、知事の水素グリッド構想にお付き合いして、非常に大きな支出をしてしまって、実績が上がっていないということで、辛い思いをしているんじゃないかと私は思います。

先ほど申し上げた1,150万円の負担というのは、結局、私も含む町民がかぶるんです。

これは先ほどから繰り返し申し上げますけれど、町長さんがこうやって申し上げているということでお伝えしているわけじゃないですけど、そうだとやっている町会議員もおります。

県の施策に協力することによって苦しんでいる町として、県として一定の支援をしてもいいんじゃないかと私は思うんです。板野町以外どこもやっていないじゃないですか。さっき写真をお見せしましたけれど、一番になって協力した功労者です。FCVを啓発普及するんだから、その覚悟でやったんだから知らないよって言われればそうかも分かんないけれど、1,150万円も町も負担して出してるんです。町にとったら大変な支出です。だから、この立ち上げのときに、運営費補助なんかが東亜合成株式会社に対してされているとか、最初の投資について、東亜合成株式会社に対してされているわけです。町に対してもしたらいいんじゃないですか。そこら辺が私は納得できない。

それから、町と東亜合成のステーションの契約を見ましたけれど、やめると違約金を払わなきゃいけないかも分からない。どのくらいになるか分かりません。それについては、その後、損害分を負担すると。これ以上7,000万円も、板野町の住民が月に数回の充填のためにお金を払いませんよ。県のほうからその損害分の補填とか検討したらどうでしょう。

それから、これは是非やっていただきたいんですけど、自家用車と違ってバスやトラックについては、水素の優位性は残っているとされていますし、私もそうかもしれないと思っています。船なんかもそうでありますけれどね。本会議で、水素バスを増やすという話がありました。これだけ貢献して、これだけお付き合いしている板野町の道の駅に、是非水素バスを走らせてください。せめてそのくらいしないと、何のためにお付き合いしているか分からない。そのあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

加藤水素グリッド推進室長

板野町の道の駅いたののにつきましては、先ほど扶川委員からもございましたが、現在、金土日の3日間、東亜合成株式会社の移動式の水素ステーションがそちらに行きまして稼働していると承っております。こちらは、板野町と東亜合成株式会社の間での協定に基づく運営をされているとお聞きしております。町としては、道の駅の活性化とか脱炭素への取組も含めて政策決定をして取り組んでいることと存じております。

それから、道の駅につきましては、燃料電池バスを走らせないのかということでございます。こちらにつきましては、現在、鳴門線で1日11便走っているところでございますが、

運行事業者の徳島バス株式会社をはじめ、国やトヨタ自動車株式会社、製造事業者、学識経験者の方々に構成いたします水素グリッド導入連絡協議会の中で、どこを走らせるかというようなことを議論、検討いたしまして、観光地の鳴門ですとか空港を経由するこの路線が走る広告塔として効果が高いと意見を集約いたしまして、現在のルートで運行しているところでございます。

今後、燃料電池バスの利活用を進める中で、どういう形が取れるのかにつきましては、引き続き、この協議会の中で御意見を頂きながら方向性を検討していきたいと考えております。

扶川委員

私は徳島バス株式会社にも早くから行って、水素バスを鳴門に走らせるっていう話は決まる前から聞いていたんです。理由は採算路線だからです。黒字路線だからです。徳島県の一番の観光名所になっているのは大塚国際美術館です。渦の道。ああいうものがある。だから、あそこは唯一の黒字路線なんです。だから、何とか採算を取れるんじゃないかということで選んだんです。

でも、板野町の道の駅は非常に交通の要所というか、いい場所にありまして、これも徳島バス株式会社に聞きましたけれど、可能性がある場所です。

ただ、黒字になるかというところが難しいと思います。それでも、これだけ貢献しているし、実際に道の駅は人がたくさん集まる場所ですから、走らせる値打ちがあると思います。是非走らせていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

地域の活性化、道の駅の活性化に役立つとおっしゃいますけど、今の時点では、何の役にも立っていません。はっきり言います。建物と離れたところの道路際、ガソリンスタンドの横にFCVのステーションがあって、そこに週に3回、時間限定で予約があったときだけ来る。一般の人が乗れるわけでも触れるわけでもない。それで活性化になるわけじゃないですか。

本当に活性化のためにやろうということで考えたのは、もっともっとFCVが増えるんだ、水素自動車がどんどん走る夢の時代が来るんだという話に乗って始めてるんです。じゃなかったら、7,000万円ものお金を放り込みません。是非、板野町の取組を後押ししていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

福山委員長

午食のため休憩いたします。（11時59分）

福山委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

では、続けてやらせていただきます。

先ほど、徳島県水素グリッド構想の実現に向けた取組の推進に関する連携協定書を頂き

ましたが、板野町の協定書とは大分違って、一部具体的にはなっていますが、一般的な内容になっております。なぜ、大きな補助金を出しているのに内容が点検できないか分からないということで、補助金の要綱を昼休みの時間にあるんだったら出してほしいとお願いしておったんですが、まだ頂いておりません。

先に板野町の協定の中身をちょっと御紹介しますと、第16条で各年度終了後30日以内に次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出する。甲というのは板野町です。東亜合成株式会社は管理運営の実施状況に関する事項、それから本件施設の利用状況に関する事項、それから、その他甲乙協議の上、定める事項となって、きちんと報告させることになってんです。これは当たり前です。東亜合成株式会社に対してこれだけ無償で土地を提供し、年間1,150万円ものお金を負担するんですから。どうして県にはこれがないんですか。訳が分からない。

それどころか、連携協定書でいいますと、秘密保持っていう第3条があります。甲及び乙、甲は県です、乙が東亜合株式会社は、本協定に基づく連携と協力において得られた情報を第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、相手方の事前承諾なく第三者に開示、漏えいしてはならないとなっているんです。

第1条は何かといたら、これは非常に一般的なことです。本協定は、甲及び乙が地産水素の効果的活用を図る取組の推進において、相互に連携協力して行う。カーボンフリー水素の社会の実現に資することを目的とするというんですけれど、これをやる範囲において利用する。事前承諾なく漏えいしてはならない。

こんな当たり前なことなんで、こんな条項いらんないじゃないですか。訳が分からないです。こんな補助金の出し方をしていいのか。それとも、これとは別にちゃんと補助金のルールを定めた条項なり、契約、協定があるのか。教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

扶川委員から補助金のお話を頂きました。徳島県につきましては、水素ステーションの整備に関して補助金を出しているということで、道の駅の状況とは少し違うのかなと思っております。

東亜合成株式会社と徳島県の間の水素をはじめとした脱炭素の取組については、今、委員がお持ちになっている連携協定書に基づいて、両者連携して進めているというふうに認識しております。

扶川委員

補助金の要綱があるでしょう。ないんですか。

加藤水素グリッド推進室長

整備した際の補助金については、補助金の交付申請を頂いて補助金を執行しておりますので、書類があるものとは存じております。

扶川委員

とりあえず下さい。

工事費のように一回切り出したものについては、その後、その施設が有効に活用できたかどうか、補助金が有効に活用できたかどうかを点検しないなんておかしいです。確かに板野町の場合は、継続的に何年も掛けて、車がやってきて利用者があるわけですから、それによって東亜合成株式会社の収支の状況なんかが変わってくると思います。

しかし、板野町だって使われようが、使われまいが、出すお金は一緒なんですから、最初にぼんと投資するのと全く一緒なんですから、変わるわけじゃない。もう最初から決まっているんです。それでもちゃんと報告させるのは、事後に検証してこの事業が所期の効果を上げているかどうかということを確認するためにやらせているんだと思います。おかしいじゃないですか。どの事業でもこうなっているんですか。教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

板野町と東亜合成株式会社の協定の内容については、県がその内容について踏み込んで理解していないところでございます。

徳島県としては、東亜合成と今、委員がお持ちの連携協定を締結して運用、脱炭素の取組を推進しているところでございます。

扶川委員

時間が余らないけれど補助要綱は下さい。どういう要綱になっているか、要綱の中でもその報告というのは定められていないんですね。下さいね。

加藤水素グリッド推進室長

手続の詳細を今理解できておりませんので、確認の上、対応させていただきます。

扶川委員

10億円。さっきの答弁だったら大きいです。おそらく県が出しているのは3億円ですね。それだけのお金を出して、それについて事業効果の検証ができない、しないなんていうのは、私は論外だと思います。こんなお金の使い方でもいいのかな。大体一回切りの支出でやる事業というのはそうなっているものなんですか、部長。これ基本的にそうなるものなんですか。教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

それぞれの補助金で執行目的等に応じて対応が異なるものとは考えておりますが、本水素ステーションについての運用は、現在のところ、そういうふうを実施しているところでございます。

扶川委員

納得できません。最初から後は全然検証しないんだということを知っていたら、私は議案に出た段階で反対しています。3億円のお金を出しているのに事業の効果を検証しない。出したらやりっ放し、あげっ放しなんていうのは、やっちゃいかんことだと思います。これは是非改善すべきだと思います。どうですか、部長さん、見解を教えてください。

い。これでいいんですか。

加藤水素グリッド推進室長

繰り返しになりますけれども、運用については、この協定書に基づいて取り組んでいるところでございますので、御理解いただければと思います。

扶川委員

理解できないから聞いてるんですけどね。これはないんじゃないですか。実際に効果が発現したかどうか。これを監査にかけたら、監査事務局がそこを効果検証してくれるから、こういう一回切りの出し切りの補助金については、行政としては独自の検証をしなくていいという考え方なんですか。

加藤水素グリッド推進室長

これは国の補助金に連動して県が補助をしております整備に関する補助金ですので、整備ができた段階で国のほうで検査をして、補助金を交付して、県も合わせて交付しているという補助金になっているんだと認識しております。

扶川委員

板野町がお金を払う設備は移動式水素ガス製造設備、ハイドロシャトルという四国大陽日酸株式会社が開発したものです。それからU T T車、ハイドロシャトル用ユーティリティ車とかなってますけれど、これが主なお金なんです。それから、路面舗装とか、外周フェンスとか若干ありますけれど。

高価な機材を発注して、その補助を出して、それでその活用状況を点検しないなんていうことは私はあり得ないと思います。今度、バスを8,000万円掛けての2台だから、その倍ぐらい掛けて走らせていますね。このバスの運行状況を教えてください。それも分からないんですか。徳島バス株式会社が決めてることやから、一回補助出してしまったら、こちら関係なしになるんですか。教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

徳島バス株式会社の燃料電池バス2台の運行状況についてお問い合わせいただきました。

令和3年12月から運行を開始しておりまして、先月末までの14日間で、2台合わせた運行距離が約12万4,000キロメートルと伺っております。

扶川委員

バスはいけるのに、どうしてこの移動式水素ガス製造設備については教えてもらえないんですか。バスは最初から、それを報告するっていう協定になっているんですか。教えてください。それを教えていただいて、納得できなかったら、特別委員会でもたやります。バスはちゃんとそういう協定になっているのかだけ教えてください。

加藤水素グリッド推進室長

バスについても、当然、事業者さんからの任意の御報告に基づいての数値ということで承っております。

扶川委員

出してはいけないということを、東亜合成に本当に聞いたんですね。もう一回お願いしてみてください。これじゃあ事業効果を検証できないという議論が委員会であったから出してほしいと要望してください。断られたら断られたっていうのを答弁してください。

森危機管理環境部次長

道の駅いたのにつきましては、平成27年10月に板野町の総合戦略における重点施策として位置付けられて整備されたものでございます。令和3年4月、四国で88番目の道の駅としてオープンされました。その整備に向けまして、町が主催する道の駅の検討会議の中で、整備に向けた基軸となる考え方や方針を取りまとめまして基本計画を策定しております。

その中で、次世代エネルギーを備えた未来指向型の道の駅として整備しております。町の計画の中で位置付けた次世代エネルギー、これがいわゆる水素でございまして、県は、町と東亜合成株式会社との協定に向けて仲介し、協定締結には立会いをしております。

その結果、令和3年11月に全国初となる道の駅に併設の移動式水素ステーションの整備がなされたところでございます。これにつきましては、飽くまでも町自体が検討し、整備がなされたものと認識しております。

黒崎委員

私のほうからも、数点、最後でございましていたしたいと思えます。

先ほど、元木委員からの質問、答弁の中で直下型地震が起こったら避難者が12万人以上出るんだという、すごい想定であります。実は鳴門市も、私が住んでいる南浜っていうところは、すぐに阿讃山脈がありまして、古い旧道、撫養街道よりももっと古い道が実は一本あります。その下から撫養街道を見上げると、私の身長の高さの倍ぐらいの高さがあるんです。それだけ持ち上がった高いところに撫養街道っていうのは通っているんです。そんなん見てたら、本当にもう直下型地震が起こってもおかしくないかなって思うぐらいの景色になって来始めております。

何の質問をするかと申しますと、鳴門市内の中に、徳島県の県有の建物が何箇所かあると思うんです。恐らく避難場所としての提供ということも想定して、そんなことになっている。鳴門市内に、まず、何箇所ぐらい県有の施設が避難場所としてあるのか。まず、それをお尋ねしたいと思えます。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

今、鳴門市の県有施設の指定避難所につきまして御質問がございました。

避難者の受皿となります指定避難所につきましては、災害の危険性があり、避難した住民を災害の危険性がなくなるまでの必要な間、滞在させ又は災害により家に戻れなくなっ

た住民を一時的に滞在させるための施設として、それぞれの市町村長が指定しているもの
でございます。

鳴門市の県有施設の指定避難所につきましては、鳴門高校や鳴門渦潮高校、鳴門大塚ス
ポーツパークの体育館など、8施設が指定されているところでございます。

黒崎委員

県の施設で8施設が鳴門市の避難場所に指定されているということです。私の近所も鳴
門渦潮高校の南浜校舎というところが避難場所になっているんですけど、その避難場所
で耐震化ができていないのは1棟しかないんです。その1棟に南浜の全員ではないですけれ
ど、周辺の方が来られることになつとるんだらうと思うんです。その1棟しかないとい
うことを了解の上で、鳴門市は避難場所ということで管理しているわけなんですか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

先ほども申し上げましたが、指定避難所は鳴門市のほうが指定しているといった状況で
ございます。

お話のありました渦潮高校の南浜校舎につきましては、校舎のほうは耐震性がないとい
うことで、通常も使用していないといったことから、避難所の指定はされていないとい
うふうに思っております。

ということで、その渦潮高校のクラブハウスが避難所として指定されているというふう
に聞いているところでございます。

黒崎委員

私が数年前に文教厚生委員会でおって質問したときに、1棟だけ、3階建ての建物があ
りまして、そこは耐震が終わってるというふうに聞いたんですけど、そうじゃなかった
んですね。これは、ここで言うよりも、もう一回教育委員会に聞いたほうが早いんかもし
れませんけれどね。そうですか。本当にあの周辺の方は、避難場所は渦潮高校南浜校舎に
逃げるとい認識ですよ、周辺の方はそう思っています。これは鳴門市が悪いのか、県が
悪いのか、連絡ができていないだけなのか。そこんところはよく分かりませんが、
これは一回鳴門市側とちゃんとお話されたほうが良いように思うんですけど、いかがで
しょうか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

先ほど申し上げましたとおり、南浜校舎につきましては、クラブハウスが避難所として
指定されているところでございます。

当然ながら、指定避難所はどういうところがあるといったことにつきましては、鳴門市
のほうで広報していただいていると思います。県のほうでも、県のホームページ等で避難
所の一覧を出したりしておりますので、併せて周知をしていきたいと考えております。

黒崎委員

周知ということでは、やったほうが良いと思います。クラブハウスというところがどん

な形状のものかって御存じですか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

申し訳ありません。クラブハウスが指定されているということは承知しておりますけれども、具体的にどういったものとかいうところまでは、詳細には承知していません。

黒崎委員

であるならば、現状はどうなっていますかということで、一回ちょっと鳴門市と相談してみてください。明らかにその近所の方は、直下型地震があったら渦潮高校の南浜校舎に逃げ込んだらいいと思っている人がほとんどです。

その周辺に住んでいる方っていうのは、恐らく平均年齢は75歳から上の方ばかりです。その周辺はお年寄りしか住んでいません。そういう場所ですんで、やっぱりどこに逃げたらいいのかということについては、渦潮高校南浜校舎がそういう状況であるならば、鳴門市と一回ちゃんと相談して、違うところに逃げたほうがいいですよとするのか。そのあたりは、地元の方と十分相談されたほうがいいんじゃないかなと思います。私も地元なんですけれども、近所の方は誰が鍵を持っているか分からないので、誰に聞いて鍵をもらって開けて逃げ込んだらいいのかっていう疑問があるんです。

指定されていないところに逃げ込むことはできません。そのクラブハウスっていうのは、そんなに大きくないものですよ。ですから、一回そのあたりのことを、貸している側の立場として、鳴門市と話をしておいてもらえませんか。

溝杭とくしまゼロ作戦課長

避難者、住民の方の安全確保といったところから、住民の方が勘違いされているような状況がありましたら、そういったところは市のほうにお伝えしまして、対応の検討についてはお願いしてまいりたいと考えております。

黒崎委員

よろしく願いいたします。このことについては、ここまでにいたします。8か所避難場所があるということでもあります。

もう一点、関連した質問でございますが、県営の施設でペットの避難場所はあるのかというのを、たまに我々も質問を受けることがあるんですが、一般的なペットの避難所についてお教えいただければと思います。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま黒崎委員から、ペットの避難所に関する質問を頂いたところでございます。

御質問の県営施設等に関しましては、鳴門市が経営する指定避難所が約140か所の中に含まれておりまして、そのうちペットの避難所につきましては、まだ受入準備が整っていないとか、あと避難所の設置管理者と調整中という理由から、個別の施設名までの公表にはまだ至っていないところでございます。現在、本県の災害時のペット対策ガイドラインに基づいて速やかな公表につながるように、市に働き掛けているところでございます。

もう一つ、一般的な避難所でのペット対策というのを説明させていただくんですけども、本県では災害時のペット対策ガイドラインに記載しているとおり、避難所へはペットの同行避難、ペットと一緒にというふうなことを推奨しているところでございます。避難所におきましては、各市町村がそれぞれ策定しております避難所運営マニュアルに従ってペットの避難所も設置されるというふうに思っているところでございます。

この避難所運営マニュアルにつきましては、ペットと同行避難してきた場合、まずは人とは別にペットの受付を済ませ、管理者が指定した場所、これは施設ごとにまた変わってくると思うんですけども、例えば、体育館などの避難場所から離れたところ、学校なら駐輪場や運動場など、避難者が避難している場所とは別にペット専用の場所を構えるとなっております。

このとき、やはりペットフードであったりとか、ペット用のゲージが必要になってまいります。そういったところは当センターであったり、各保健所において、これらの災害用の備蓄を行っているところでございます。

また、その備蓄品が足りない場合に備えまして、地元のペット用品の卸業者、貴志商店とか広域流通をしておりますイオンペット株式会社と災害協定を結んでおりまして、そういったところを活用していこうというふうに思っているところでございます。

また、このような避難所における対策を含めて本県のガイドラインを作成しておりますので、現在、市町村における演習とか地元のイベントに参加しまして、このガイドラインの周知に努めているところでございます。

また、来月3月9日には、行政職員を対象に災害時のペット対策に係るセミナーを開催する予定でございます。実際に被害に遭われました熊本県の市の職員であったりとかをお招きしまして、災害時のペットの避難所運営について御講演いただき、県内の避難所におけるペット対策を進めてまいろうと考えているところでございます。

黒崎委員

先ほどもちょっと話しましたが、渦潮高校の南浜校舎の周りに住んでいる人っていうのは独居老人が多いんで、犬を飼っている方も結構いらっしゃいます。そういった方々からいろんなことを聞かれる中で、ペットを連れて逃げられるところってあるのかという質問があったんで、この質問をさせていただいています。

それと同時に今、我々、この議会もワンヘルスの条例化を目指して、最終日どうなるかというところでございますが、条例化を目指してやっているところなんです。そんな中で、ペットの避難場所についても、どういう形でどのように運営されていくのか。我々は必要であると思っただけですけど、感染症の対策というのが果たしてどのようなことになってくるのか。そのあたりのこともちょっとお尋ねしておきたいと思います。

中村動物愛護管理センター所長

避難所では、やっぱり人と同じようにペットもいつもと違う環境で生活するような形になりますので、ストレスであったりとか、免疫力が低下することとなります。また、ほかのペットと接触するというふうな部分で、やっぱり感染症に罹患するリスクも高くなってまいります。避難所における動物由来感染症の予防に関しましては、災害時のガイドライ

ンにも記載しておるんですけれども、具体的には飼い主さんとして、やっぱり日頃からペットの健康管理に留意しまして、感染症予防のワクチン接種や、ダニやノミの定期的な駆除、また体表を清潔に保つなどといった御案内をしているところでございます。

もし、避難所においてペットの健康状態に異変等を感じた場合には、本県では、獣医師の診察がスムーズに受けられるように、公益社団法人の徳島県獣医師会と災害協定を締結しておりまして、避難所における動物由来感染症の防疫であったりとか、予防対策に協力していただけるように講じているところでございます。

このような災害時のペット対策に係る広報につきましては、先日22日の徳島新聞の情報とくしまにも掲載させていただいたところです。やはり一番は広報と考えておりますので、今後も引き続き啓発してまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かりました。まだ県内でペットの避難場所というのが余り広がっていない、今、途中ということですね。徳島市内でどこかできていませんでしたか。

中村動物愛護管理センター所長

徳島市におかれましては公表しております。ホームページを見ましたら、指定避難所91か所で受入れというふうになっております。

黒崎委員

徳島市は91か所も既にあるということです。ですから、徳島市のそういったこともヒントにしながら、前に進めていかないといけないということです。これをしっかりと進めていただきたいと思います。市町村が主体でやられるんでしょうが、県もフォローをしっかりとさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

中村動物愛護管理センター所長

今後、やはり災害時のペット対策ガイドラインをしっかりと広報するという形で進めながら、市町村とともに飼い主とペットが迷うことなく避難できるような形をとっていきたいと考えております。

黒崎委員

徳島市が91か所もあって、ほかのところがないというのは、どこかに何か問題があるんだろうって思うんです。分散して県内に全部で91か所あるというなら、私も何となく分かるんですが、徳島市だけに91か所あるっていうのが一体どういうことなんだろうって思ったりもします。徳島市が先行して努力されているのかどうなのかということなんだろう。ですから、そのあたりのことを成功例としてしっかりと参考にして、県が指導していただければと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

あともう一点ですが、これはグリーン社会推進課のほうになるんですけれども、1月26日に家庭で取り組む省エネを考えるフォーラムというのをやられました。私も見に行ったんですけれども、婦人会の方々が来られておりまして、なるほどと思うようなお話を随分とさ

れておりました。これについての総括的なことをお尋ねしたいと思うんですけど、原課長、実際やられてどうでしたか。

原グリーン社会推進課長

ただいま黒崎委員から家庭で取り組む省エネを考えるフォーラムの総括ということで御質問いただきました。

委員には、御多忙の中、このフォーラムに御参加いただき、ありがとうございました。

さて、2030年度温室効果ガス排出量50パーセント削減の達成には、脱炭素化に向けたライフスタイルの転換が求められておまして、県民の皆様お一人お一人に各家庭から暮らしの脱炭素化に取り組んでいただくことが大変重要であると考えております。

そこで本県では、県民の皆様が脱炭素化に向けた取組を日々の暮らしの中で実践していただくため、当フォーラムを省エネ効果の見える化をテーマにしまして、委員がおっしゃるように去る1月26日に徳島県婦人団体連合会や関係団体との連携の下、徳島市において会場とオンライン参加によるハイブリッドの実施により開催しましたところ、100名を超える県民の皆様が御参加いただきました。

その中の基調講演では、家庭における省エネ対策というテーマで四国大学の経営情報学部経営情報学科の稲倉准教授のほうから、近年の物価や消費に関する統計データを踏まえまして、省エネの取組が脱炭素化につながる、それから、効果の見える化、行動にインセンティブを持たせることが省エネ行動を続けるポイントであることなどについて分かりやすく御講義を頂いたところでございます。

また、パネルディスカッションでは、パネリストとしまして、徳島県婦人団体連合会の藤田会長をはじめ、徳島市のうちエコ診断士、県の学生地球温暖化防止活動推進員などに御参加いただき、様々な立場から家庭での省エネ対策につながる取組や、それに対する課題などを御発表いただいたところでございます。

また、地球温暖化問題や省エネ対策の知識を持った、環境省認定の公的資格であるうちエコ診断士のほうからは、専用ソフトを用いて各家庭の年間のエネルギー消費量ですとか光熱費の見える化、CO₂の排出量の分析など、オーダーメイドの省エネ対策を提案するうちエコ診断というものが紹介されました。県といたしましては、脱炭素社会の実現に向け、省エネ、節電の取組を推進するためには、まずは家庭から省エネ対策の機運を高め、暮らしの脱炭素化に向けた取組を推進していただくことが重要であると考えております。

今後とも、家庭での省エネ、節電について、広報啓発活動を強化するとともに、先ほど申したうちエコ診断士の養成、それから次年度には、徳島県婦人団体連合会の御協力も頂きながら、省エネに取り組むモニター家庭の募集を行いまして、いろいろな取組をしていただいて、その効果を検証して、その結果についてエコみらいとくしまの各種イベントとか啓発活動を通じて、広く情報発信してまいりたいと考えております。

黒崎委員

家庭で排出するCO₂というのは相当な量だと私も聞いております。いろんな産業がある中でどこが一番使っているんだということでは、家庭で排出するCO₂が上から2番目に属するっていうんです。それだけ家庭ではたくさんのエネルギーを使っているというこ

とになりますので、徳島県においても、こういったフォーラムをやられて、そこから何かこれからのヒントになるようなことがあれば、是非とも大いに取り入れて、推進していただきたいと思っております。そういったことで、これからも注目して見ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、最後の1点でございます。海洋プラスチックごみの問題であります。

これは随分と扶川委員のところとか私のところにもボランティアで熱心な方がたくさん来られまして、ボランティアの方々が育ちつつあるなと感じます。

そんな中で、長い名前なんですけれど、県の海洋漂着物対策活動推進員を核としたボランティア活動の活性化は大変重要なことだと私も思っております。

現在、この推進員という肩書きをお持ちの方が何人ぐらいおられるのか。それぞれのボランティア活動の中でどういった役割をされているのかということについて、お尋ねしたいと思っております。

松本環境指導課長

御質問ありがとうございます。

ただいま海岸漂着物に関しまして、海岸漂着物対策活動推進員についての御質問を頂きました。

まず、県内で何人かということがございますけれども、これから県内でこの海岸漂着物対策活動推進員になっていただく方を選んでいこうというところがございます。

ちなみに全国的には、まず香川県に大勢おるんですけれども、32名おります。あと、愛媛県のほうで6名だったかと思っております。ほかに三重県のほうは確か会計年度任用職員がなっていると思っておりますので、そういうことを考えましたら、本県でこの海岸漂着物対策活動推進員を実施するということになりますと、全国で3例目というところになってこようかと思っております。

その活動推進員に関して、どのように今後進めていこうかというお話だったかと思っております。海岸漂着物対策につきましては、沿岸の市町、海岸管理者、そしてボランティアの皆様と連携しまして、海岸漂着物の円滑な回収、処理あるいは発生抑制対策を行ってきているところがございます。特に、清掃活動や海洋ごみ問題の普及啓発に取り組むボランティアをはじめとしました民間の方々との連携は大変重要と認識しております。

そこで、この度、海岸清掃あるいは海ごみ講座などを実施するなど、日頃から海洋ごみ問題に取り組まれている方のうち、県と一緒にしまして海岸漂着物対策を推進していこうという熱意と識見のある方を海岸漂着物対策活動推進員に委嘱することとしているところでございます。

この海岸漂着物対策活動推進員の方には、県と一緒にしまして海岸漂着物に関する啓発イベントや講座などを企画、実施していただくほか、ボランティア団体に対して、海岸清掃に関する助言や必要な情報の提供、さらには豊富な知見を生かした専門的なアドバイスなど、海ごみ対策のリーダーとして活躍していただくようと考えております。

県におきましては、海岸漂着物対策活動推進員の方と一緒にしまして、広く県民の皆様に海岸漂着物対策の重要性や、委員から今まで御指摘がございましたが、仲間と一緒にやってビーチクリーンアップ活動をしていくことの楽しさ、そういうものなどを発信して

いくことで、海岸漂着物対策を一層推進してまいりたいと考えております。

黒崎委員

分かりました。数が多ければいいということではなさそうなので、是非とも推進員の質を高めていただきたいと思います。

熱心なボランティアの方が本当にたくさんおられまして、目立ちもしないんですけど、いろんなところでコツコツとやられている方が、徳島県には随分たくさんおられるんです。海岸線も複雑で、角張った場所があったらまた違う海岸でみたいなところがもうたくさんございましてね。我々の目から少し外れたところで活動をされている方には本当に敬意を払うしかないんですけど、そんな熱心な方々がたくさんおられます。是非ともそういった方々が更に継続できるような、あるいは拡大ができるような横からのフォローをしっかりと考えていただきたいと思います。県だけじゃなくて市町村も交えた形でフォローできるようなことが一番正しいんだろうと思うんです。ですから、そんなことをしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中村動物愛護管理センター所長

先ほど、黒崎委員からペット避難所について徳島市だけという部分があったんですけど、一昨年度、徳島地方自治研究所が調査をしているところに記載がありましたので、御報告させていただきます。

徳島市が91か所、阿南市が136か所、吉野川市が77か所、阿波市が33か所、美馬市が4か所、三好市が7か所、佐那河内村が2か所、石井町が7か所、海陽町が41か所、松茂町が2か所、北島町が4か所、藍住町が7か所、板野町が37か所、上板町が10か所、また7市町村がペット不可という状況になってございます。

あと、市町村が公表できていない部分を県としてはしっかり公表していくようお願いしていこうと思っています。

黒崎委員

たくさんありますね。たくさんあるということも、やっぱり同時に発信していったほうがいいと思うんです。既にこれだけできていますよっていうのも発信してください。

遅れているところの手助けになるように、情報を流していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

岡田副委員長

本会議でも質問させていただいて、御答弁いただいていた件なんですけれども、今日の案件の中、説明の中にあつた水質の保全及び管理の水資源の持続可能な利用の確保というところで、瀬戸内海環境保全特別措置法が可決されたということです。

それと、砂利の話と自然景観というところで、先ほどの資料3-1の基本的な施策の5のIの2番目のところで文言の修正をいただいておりますが、まず、具体的に文言がどのように変わったのか。

それと、今後の取組の状況、どのように進めていくのかという具体的な取組の計画があ

れば教えてください。

相原環境管理課長

ただいま岡田委員から、徳島県計画案の修正について御質問がありました。

瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画案については、2月6日の県土整備委員会及び2月7日の消費者・環境対策特別委員会で御報告したところでございますが、この度本会議での議論を踏まえまして、3点修正しております。

まず、資料3-1、5基本的な施策のⅠ、水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保において、漁業者、企業、自治体など、地域と連携した新たな取組としまして、工場、事業場等との連携の下、海域へ栄養塩類を供給する実証実験に着手すること、また、長期的な視点から、栄養塩類供給方策を検討することを追記いたしました。

次に、5基本的な施策のⅡ、沿岸域の環境の保全、再生及び創出並びに自然景観及び文化的景観の保全におきまして、県土保全や海域環境保全の観点から、昭和53年12月以降、県では業としての砂利採取を認可していないことから、原則として、砂利採取法による海砂利採取は認可しない方針と記載するとともに、手入れ砂につきましては、なると金時の本県ブランドを守っていくため、引き続き研究を行うと修正いたしました。

今後とも、きれいで豊かな徳島の里海の実現を目指しまして、栄養塩類の供給策でありますとか、自然保護と環境保全に努めてまいりたいと考えております。

岡田副委員長

ありがとうございます。それで、もう一つ質問していた今後どのような展開で進められていく計画なのかというところで、具体的に進んでいることがあれば教えてください。なければ、今後の計画でお答えいただければと思います。

相原環境管理課長

栄養塩類の供給策につきましては、本会議で御答弁させていただいたところにつながるんですけど、徳島県湾・灘協議会の中に海の栄養塩類研究部会というのを来年度早々にも立ち上げまして、工場、事業場との連携の下、実証実験の着手に向けた様々な課題等について検討を開始したいと考えております。

また、手入れ砂につきましては、3月に庁内外の検討チームを立ち上げると聞いております。

岡田副委員長

昭和53年に制定された瀬戸内海保護の法律から年月がたっても動かなかったものが、令和3年6月以降、動き始めたというところですか。

SDGsの目標であります豊かな海と豊かな陸の陸の部分では、陸からの循環する栄養が、ダムであったり砂防であったり国を守るほうの整備になっていたり、また環境の合併浄化槽であったりというところでした。陸からの循環が非常に難しくなっている現状の中、海の豊かさを守るという意味で、栄養塩類の部分で動きがあったのかなというふうに思っております。是非、豊かな海になるように、そして、持続可能な海になるように取組

を進めていっていただきたいなということが1点です。

それと、本会議でもさせていただいたんですけれども、先ほどの手入れ砂の話ではブランドを守るという意味と、かつてはできていたことが中止されたということなんです。かつてから続いている農業方法は変わっていないので、その農業方法を続けていけるような、また当然、環境づくりという、環境と併せてになってくる話なので、どちらのほうウエイトがあるというものではなくて、それぞれが共存していける持続可能な方策を探っていけるような対策をとっていただきたいなと思います。今月3月中には研究部会が立ち上がるというようなお話ですので、是非前向きに話が進んでいくように取組を進めていただきたいなとお願いしておきたいと思います。

それともう1点、いろいろ調べていたんですけれども、やっぱり国立公園の木の伐採というのは、環境省の話とかで、実際は非常に難しいっていう話やお声を聞くんです。栗林公園にしても兼六園にしても、どこの公園、庭園でも、木の伐採は、常にずっと、その手入れをされている方たちとともに、その公園の維持をされている。

庭園だったら、その公園の維持をされているんです。鳴門公園もやっぱり自然の中の公園なので、木の形を50年間そのまま放つたらかしかいいのかっていうと、実はそうではなくて、木は手入れしてこそ初めて生きてくるものであると思います。

そのあたりも含めて、瀬戸内海の厳しい法律も当然あるんですけれども、開発をするわけではなくて、木の維持をして、景観の維持をしていくっていうところにウエイトを置いて、手入れをしていくということは、自然とともに、自然の形態を変えないという意味でも、必要なことだと思われま。そのあたりを県としても十分に情報発信していただきたいです。

多分10年たてば木の形が変わってきますので、どこの基準で木の伐採をするのかという話になってこようかとは思いますが、そのあたりを樹木のプロの方たちと鳴門市の景観、鳴門の公園の景観を維持していく形も含めた保全をしていただきたい。何もしないのが保全ではなくて、やはり年月とともに手を加えていって、その景観を維持できるということが保全だと思います。その部分、環境サイドからも是非アプローチしていただきまして、徳島の自然豊かなところを美しい自然として残していけるように、持続可能な公園となるように、是非配慮していただくように要望して終わります。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第4号、議案第28号、議案第54号、議案第58号、議案第60号

以上で、危機管理環境部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

危機管理環境部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の危機管理行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

3年に及んだ新型コロナウイルス感染症はアフターコロナに向け新たな局面を迎えておりますが、依然としてウイルスの病原性や感染力は強く、感染対策が必要な状況は続いております。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

谷本政策監補

危機管理環境部を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

福山委員長、岡田副委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、危機管理環境部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、御指導をしっかりと受けとめ、切迫する南海トラフ巨大地震やあらゆる危機事象に対する備え、また2050年カーボンニュートラルを見据えた環境関連施策の展開、さらには消費者行政、消費者教育をはじめとするくらしの安全・安心の実現などについて、より一層推進してまいりたいと考えております。

今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方の今後ますますの御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

福山委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（13時57分）